道立特別支援学校高等部の在り方に関する報告　【概要版】

平成２７年２月

１　道立特別支援学校高等部の在り方検討会議の設置について

知的障がい特別支援学校高等部については、これまで、生徒一人一人が、できる限り身近な地域において、その障がいの程度や状態などに応じた適切な学科に進学できるよう、必要な間口の確保はもとより、職業学科の設置や入学者選考の改善等が行われてきた。

こうした中、近年においては、必ずしも、身近な地域に存する学校に進学できない事例や障がいの程度に応じた学科選択が行われない事例等が生じてきており、設置学科の見直しをはじめ、学区制の導入や入学者選考の改善など、特別支援学校高等部の在り方を総合的に検討する必要性が指摘されている。

こうした課題の解決に向け、平成25年10月、道教委により、「道立特別支援学校高等部の在り方検討会議」（以下「在り方検討会議」という。）が設置された。

本会議は、直接、生徒の指導や支援に当たる保護者や教育関係者をはじめ、卒業後の就労や支援にかかわる関係機関の職員などからの幅広い意見等を参考とするため、次のような委員構成とされた。

また、検討に当たっては、知的障がい特別支援学校高等部に係る課題解決の方策の検討を主としつつ、他の障がい者を教育する高等部の今後の方向性に係る基本的な考え方についてもとりまとめることとされた。

道立特別支援学校高等部の在り方検討会議委員

①北海道特別支援学校長会　②特別支援学級設置学校長協会　③特別支援学校ＰＴＡ連合会

④保護者団体　⑤事業所関係者　などの代表者

２　在り方検討会議の検討内容について

（１）知的障がい特別支援学校高等部

知的障がい特別支援学校高等部については、次の内容について検討を行った。

- ○　職業学科と普通科の在り方について
- ○　学科の配置の在り方について
- ○　入学者選考の在り方について

（２）知的障がい以外の障がい者を教育する特別支援学校高等部

知的障がい以外（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱）の障がい者を教育する特別支援学校高等部については、それぞれの現状と課題について整理し、今後の方向性に係る基本的な考え方について検討を行った。

３　本道の知的障がい特別支援学校高等部について

（１）高等部の概要

対象となる生徒の障がいの程度に応じた学科配置により受入体制を整備

設置年度	対象とする 知的障がいの程度	学科	設置形態	道立学校数（平成 26 年度）
昭和40年度～ 平成２年度	軽　　い	職業学科	高等部単独設置	
平成３年度～	比較的軽い	職業学科	高等部単独設置	18校（分校を含む）
	比較的重い			上記18校のうち15校
平成10年度～	重　　い	普 通 科	小・中学部に併置 (夕張高等養護は単置)	22校

（２）高等部整備の基本的な考え方について

「特別支援教育に関する基本方針(改定版)」の以下の考え方に基づき、高等部を整備

・できるだけ身近な地域で、教育を受けることができる機会を確保

・高校や小・中学校の空き校舎・空き教室など、既存施設を活用した分校又は分教室の配置を含め受入体制を整備

（３）本道の知的障がい特別支援学校高等部の現状と課題について

①　現状

知的障がい特別支援学校高等部への進学希望者が増加している状況に対応するため、中学校特別支援学級や特別支援学校中学部の在籍者数、前年度までの出願状況等から推計し、必要となる職業学科及び普通科の募集人員を設定し受入体制を整備

②　課題

ア　「比較的軽い学科」で学ぶことが適当であると考えられる生徒が「比較的重い学科」に出願したり、入学者選考の第１次募集で合格とならなかった生徒が、学科の区分にかかわらず、第２次募集を実施する学科に出願したりすることなどにより生じている課題

①本来希望している学科に進学することができない。

②遠方の学校に進学しなければならない。

③同一の職業学科に障がいの程度の軽い生徒と重い生徒が在籍する現状において、障がいの程度で区分する教育課程の下では、生徒一人一人の障がいの状態に対応した指導形態や指導方法を取ることが難しい。

イ　「比較的軽い学科」と「比較的重い学科」のそれぞれの学科が対象とする障がいの程度の基準が明確ではないために生じている課題

④同じ障がいの程度を対象とする学科であっても生徒の障がいの程度が、学校間で大きく異なっている。

４　障がい者の権利等に係る動向について

「障害者基本法」改正（平成23年８月５日公布）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年６月25日公布）
「障害者の権利に関する条約」（平成26年１月20日に批准書を国連に寄託）

障がい者の権利等に係る国の動向を踏まえ、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら特別支援教育を着実に推進する必要があり、出願する学科を本人の知的障がいの程度に応じて区分している学科設置の考え方を改めることが必要

５　知的障がい特別支援学校高等部の今後の在り方について

（１）学校の配置に係る基本的な考え方

①　圏域内の高等部に進学できる環境の整備

圏域内（道央、道南、道北、オホーツク、十勝及び釧根）で等しく高等部における教育を受けることができるよう整備を進めることが必要

②　教育的ニーズに応じて専門的な教育を受けることができる高等部の整備

生徒やその保護者が障害の程度により学科を選択するのではなく、将来の進路希望等に応じて、教育課程の特色や学ぶ内容によって学校を選択することができるよう受入体制を整備することが必要

（２）新しい形の高等部の在り方

①　職業学科と普通科の在り方

区　分	学　科　の　内　容
職業学科	・卒業後の職業自立（就職）に必要となる専門的な知識や技能を習得する学科
普 通 科	・卒業後の自立（職業自立、社会自立）に必要な知識や技能を習得する学科 ※教育課程の類型化や進路希望に応じたコースを設けるなどして、魅力ある普通科を創造することが必要

各学科の教育課程の特色及び卒業後の進路（例）

学　科	主な教育課程の特色	主な卒業後の進路
職業学科	○専門教科を中心とした教育課程 ○産業現場等における実習	○企業等への就職 ○就労移行支援事業所の利用 ○就労継続支援Ａ型事業所への就職
普通科 Ⅰ型	○教科別の指導を中心とした教育課程 ・教科別の指導（知的障がい特別支援学校の各教科「国語、数学、理科…」）による幅広い知識や技能の習得 ○就業体験、ボランティア活動、社会体験活動等の体験的な学習の設定	○専門学校等への進学 ○企業等への就職 ○就労移行支援事業所の利用
普通科 Ⅱ型	○各教科等を合わせた指導を中心とした教育課程 ・各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習）による実践的な学習 ○進路希望に応じたコース制や教育課程の類型化 ・２学年次より進路希望に応じて設定	○各種の福祉サービス利用 ○就労移行支援事業所の利用 ○就労継続支援Ａ型事業所への就職 ○企業等への就職

②　学科の配置の在り方

現在ある知的障がい特別支援学校高等部の学科は、６圏域それぞれの地域や学校の状況に応じて、職業学科、普通科Ⅰ型及び普通科Ⅱ型を適切に組み合わせて設置し、生徒やその保護者が圏域内で進学したい学校を等しく選択できるよう配置することが必要

（３）入学者選考の在り方

①　出願が可能な学校を検討

出願したい学校の選択を圏域内で保障する観点から、居住する圏域内の学校への出願を原則

②　出願の手続の検討

新しい形の高等部の学科の創設を踏まえて、出願時の調査書に出願理由や将来の進路希望等を記載することができる書式への改正など出願手続きの見直しを検討

③　障がいの程度による学科設置の廃止

職業学科の比較的軽い学科・比較的重い学科の区分を先行して廃止し、最終的には障がいの程度による学科区分から、学ぶ内容で選択できる学科区分とすることが必要

６　新しい形の高等部への移行について

○　障がい者の権利に関する社会的背景を踏まえ、障がいの程度によって進学する高等部の学科が定められている制度は、早期に改善することが必要
○　大きな制度変更となることから、本人・保護者が混乱しないよう、十分な周知期間を設け、段階的な改善となるよう配慮が必要
○　５年程度の準備期間を設定し、新しい形の高等部に移行するよう取り組むことが必要

今　後　検　討　が　必　要　な　事　項
（１）設置学科（職業学科、普通科Ⅰ型、普通科Ⅱ型）と教育課程に関すること
①圏域毎の学科（職業学科、普通科Ⅰ型、普通科Ⅱ型）の配置 ②各学校における教育課程の編成 ・普通科におけるコース制の導入 ・職業学科における産業現場における実習等の充実
（２）入学者選考に関すること
①原則出願できる圏域の設定 ②選考検査の内容や選考方法 ③出願要件、個人調査書など出願手続きに関すること